

大会テーマ研究会

趣旨説明 / 全体会Ⅰ / 分科会 / 全体会Ⅱ

■趣旨説明



公文書館法が施行されて20年になる今年は、わたくしたちをとりまくアーカイブズ事情が大きく動いているように見受けられます。その主なものを、この配布しています冊子に一例として記しておきました。今日ご参加の皆様の関係地域・関係部署でもさまざまなことが起こっていると思います。全史料協としても色々行っているわけですが、ここでその朗読をすることは割愛させていただきます。ただし、9月としています日本学術会議の提言は8月28日のことでしたので訂正させていただきます。

そして直近のことを一つ追加させていただきますと、皆様よくご存知のとおり、去る11月4日に「公文書管理の在り方等に関する有識者会議」より「時を貫く記録としての公文書管理の在り方」の最終報告が麻生総理大臣に提出されました。政府はこれを基に必要な法案を来年の通常国会に提出することになっています。

さて、今年になってからのこのような、特に中央の動きは、20年前の公文書館法ができる時以来、第2の活性期という意見もありますが、一方では、アーカイブズに対する国家的な危機感の裏返しともいえると思います。今わたくしたちは、世界の各地で起こっている戦争や災害などの危機に限らず、日常世界

の中でも、さまざまな局面で危機に直面しています。各地の公文書館に限ってみても、予算・人員が削られたり、保存場所の確保に苦慮したり、電子文書・IT化への対応が後手に回ったり、未整理資料が著しく滞留している状況です。すでに行財政改革の名の下で、不見識にも、もう一度いいます。不見識にも縮小化・集約化を進めているところもあります。

公文書館法で、公文書等の保存及び利用に関し、適切な措置を講ずる責務を有するとされる地方公共団体をみますと、47都道府県のうち公文書館を有するのは30になりますが、政令指定都市では17のうち7、市区町村にいたっては1805のうち16でしかありません。

公文書館であってそういう状況ですから、古文書などの民間資料、大学や企業、団体のアーカイブズについても決して明るい状況とはいえません。アーカイブズは、知恵の宝庫、知的資源であり、わたくしたちの生命・財産・尊厳を担保するものです。しかし役所や組織では保存年限を過ぎた公文書や資料が毎年無選別なまま大量に廃棄され、限界集落等では廃屋とともに古文書類も山林土壌に帰しています。その失われた数量さえ把握できていない現状です。さらに、古文書等の保存は、アーカイブズに関する専門的な知識と技量を有しながら、確固たる身分保障をされていない人びと、すなわち非正規職員やボランティアの情熱に支えられている部分が少なくない状況でもあります。

これらは総じて、アーカイブズ、その施設・資料・人材を含めたアーカイブズの重要性について、役所のみならず多くの国民にうまく伝わっていないための無理解から生じているものといえるでしょう。先の有識者会議の報告でも「公文書」は民主主義の根幹を支

える基本的インフラであるとされながら、これが民主主義国家日本の実態であり、公文書館法20年の現実であることを、公文書館法成立に努力し、公文書館法とともに歩んできたわれわれ全史料協は、忸怩たる思いで、しかし真摯に受けとめなくてはなりません。公文書管理法も注意しておかなくてはなりません。

そこで、今年から3年間の連続企画として大会テーマを「わたくしたちのアーカイブズ」と銘打つことにしました。ここでの「わたくしたち」とは、資料保存に取り組む全史料協だけではなく、アーカイブズを生産する組織母体であり、利用者であり、さらには広く住民、国民、人類、そして子孫たちのことです。アーカイブズが、この広い意味の「わたくしたちのもの」と思える国民世論とするには、また昨日国立公文書館の菊池館長が口にされていました「アーカイブズ文化」を定着させるには、どのような着想でどのような実践を重ねていけばよいのかを考えて、研究してまいりたいと思います。

今年のサブテーマは、「公文書館法20年と現在（いま）」です。

全体会Ⅰでは、先ごろ「時を貫く記録としての公文書管理の在り方」の策定をされた有識者会議メンバーである神奈川大学の後藤仁氏に、公文書管理法の制定に向けて説明していただきます。

また、正倉院文書以来のアーカイブズの伝統と歴史を持つ古都奈良の地にできた、最新の資料保存・情報拠点である奈良県立図書情報館の公文書館機能について、同館の森川博之氏に説明していただきます。

午後は3つの分科会に分かれて、より具体的に議論をすすめます。

まず第1分科会では、滋賀県愛荘町教育長の渡部幹雄氏に、前町立愛知川図書館長ですが、図書館の立場から地域資料について報告いただきます。公文書館のない町での取り組みです。昨年の大会でも博物館・図書館など関係機関との役割分担と連携について議論が

盛りあがりしましたが、今年はより深まることを期待します。

第2分科会では、新潟県十日町情報館の高橋由美子氏に報告いただきます。高橋氏は、平成16年10月、平成19年7月とあいついで発生した地震で、被災した資料の救出や整理を行ったボランティアの活動が、文書館設立の運動へと展開している様子について紹介いたします。アーカイブズへのかかわり方について人びとのパッションも含め、多様性・可能性についてみなさんで意見交換していただけたらと思います。

第3分科会では、近畿部会・兵庫県尼崎市立地域研究史料館の島田克彦氏に報告していただきます。尼崎市立地域研究史料館では市民サービス本位で市民とともに『図説尼崎の歴史』の編さんをしています。また神戸大学では自治体と大学・学会とが連携する「地域連携事業」をしています。島田氏には、それらから、自治体史誌のあり方、自治体や大学・学会の役割について検証し、報告していただくわけですが、分科会では、その報告を踏まえ、市民を主体として構想されるアーカイブズの保存・活用のあり方をめぐる話し合いをしていただけたらと思います。この分科会には京都府立総合資料館の福島幸宏氏がコメントを用意しています。

3つの分科会は、くしくも市民がいかに関わっているかが大きな共通点であり、焦点となっていると思います。

以上の議論をふまえて、全体会Ⅱでは、参加者全員による討議を行います。今年の中心的な討議内容は公文書館法20年の総括と、公文書管理法とが問題になると予想されますが、なんであれ、参加者のみなさんが、自由に活発に意見を交換することにより、また、ご発言いただけない方々もともに考えていただくことで、「わたくしたち」が元気を得、活路を見出せる有意義な大会となるよう願っています。

〔岡山県立記録資料館 定兼 学〕